

○東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱

令和4年12月16日

告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、東庄町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年東庄町告示第107号。以下「設置要綱」という。）に規定する東庄町地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）に対し、予算の範囲内において東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、設置要綱第3条の規定により委嘱された隊員とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする隊員は、東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を付して町長に提出しなければならない。

- (1) 地域おこし協力隊活動（新規・変更）計画書（様式第2号）
- (2) 住居の賃借契約書の写し
- (3) 活動用車両の自動車検査証又は借上料が分かる契約書及び運転免許証の写し
- (4) 通信に係る契約書の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に掲げる申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項に規定する決定の結果を東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件

を付することができる。

（変更申請等）

第6条 補助金の交付決定を受けた隊員（以下「交付決定者」という。）は、交付申請時の内容に変更が生じた場合は、東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金変更承認申請書（様式第4号）に、変更した事由が判断できる書類を付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、対象事業が完了した日から30日以内又は交付決定に係る年度の3月末日までのいずれか早い日までに、当該対象事業の実績を記載した東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を付して町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績調書
- （2） 収支決算書
- （3） 領収書等、支払を証明する書類の写し
- （4） その他、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の書類審査等により、その報告に係る補助金の成果を確認し、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定額の範囲内において、概算払により補助金を請求することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を請求しようとする交付決定者は、地域おこし協力隊活動費等補助金概算払請求書（様式第9号）に、活動費等の支払が完了したことを証明する書類の写しその他関係書類を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに町長に提出しなければならない。

(1) 4月から6月まで 当該期間の属する年度の6月30日まで

(2) 7月から9月まで 当該期間の属する年度の9月30日まで

(3) 10月から12月まで 当該期間の属する年度の12月31日まで

(4) 1月から3月まで 当該期間の属する年度の3月31日まで

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 設置要綱又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長から交付された補助金の返還を要求されたときは、指定の日までにこれを返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第12条 交付決定者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和５年告示第１０７号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の東庄町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱の規定は、令和５年９月１日から適用する。

別表（第３条関係）

補助対象経費	補助金の額
（１） 隊員に係る住宅及び駐車場の賃借料（敷金、礼金及び光熱水費を除く。）	左欄に掲げる賃借料の総額に相当する額。ただし、月額５０，０００円を限度とする。
（２） 地域おこし活動に係る燃料費及び町内公共交通機関等の運賃	左欄に掲げる燃料費又は運賃に相当する額。ただし、月額１５，０００円を限度とする。
（３） 地域おこし活動及び地域の情報の発信に要する通信に係る経費	左欄に掲げる通信に係る経費に相当する額。ただし、月額５，０００円を限度とする。
（４） 地域おこし活動に係る旅費、宿泊費その他隊員の移動、滞在に要する経費、地域おこし活動に係る備品、消耗品等の購入又は借上に要する経費、地域おこし活動の関係機関等と行う協議等に係る事務に要する経費、地域おこし活動に必要な知識等の取得、隊員の能力の向上等を目的とする研修等の受講に要する経費、その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費	左欄に掲げる経費の合計額に相当する額。ただし、一の年度においては、２，０００，０００円から上記補助金の額の計を差し引いた額を限度とする。この場合において、当該経費の支出が年度の中途において開始される場合は、上限額を１２で除した額に当該支出のあった日の属する月以後の月数を乗じて得た額を限度とする。